

## ■ 申請受付

### 令和3年6月16日（水）から

7月16日（金）までにご提出いただいた方については、7月末日までに結果通知を発送します。7月19日（月）以降の受付分については、8月以降に随時発送します。

※8月31日（火）までに申請されなかった場合は、8月分の適用ができませんのでご注意ください。（申請月の1日からの適用となります。）

## ■ 提出先

◇山口市役所内介護保険課

◇小郡保健福祉センター内介護保険課

◇秋穂・阿知須・徳地・阿東総合支所総合サービス課

◇各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）  
及び分館、大海総合センター

## ■ 対象となる方

負担軽減を受けられるのは、次のいずれにも該当する方です。

(1) 介護保険の認定を受けている方

(2) 本人及び同一世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）市民税非課税者

(3) 預貯金等資産の合計額が

第1段階 単身者 1,000万円（夫婦2,000万円）以下

第2段階 単身者 650万円（夫婦1,650万円）以下

第3段階① 単身者 550万円（夫婦1,550万円）以下

第3段階② 単身者 500万円（夫婦1,500万円）以下

※第2号被保険者（40～64歳）は単身者1,000万円（夫婦2,000万円）以下  
（預貯金等資産の対象となるものは、次ページに記載）

## ■ 手続きに必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書（窓口にあります）
- 預貯金等の資産の額がわかる書類の写し  
※配偶者がいる場合は、配偶者のものも必要  
※生活保護受給中の方は不要
- マイナンバーカードまたは通知カード（本人・配偶者）
- 窓口に来られる方の本人確認のできる書類
- 代理人が申請される場合は代理権の確認のできる書類
- 自署できない場合は印鑑（本人・配偶者）

預貯金等の資産の額が分かる書類、申請時に必要な本人確認書類については、次ページを確認してください



次ページに続く

## ■ 預貯金等の資産が分かる書類

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
<p><b>□ 預貯金（普通預金・定期預金）</b></p> <p>※本人、配偶者名義のすべての預貯金が対象 ※残高が少ない通帳も添付が必要</p> <p>適正な審査のため申請日直近での記帳をお願いします なお、申請日から2ヶ月以内にまとまった金額を引き出された場合は、領収書等の確認をさせていただきます</p>	<p>通帳の写し (インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しも可)</p> <p><b>通帳のコピー箇所</b></p> <p>次の①から③までが全て必要となりますので漏れなくお願いします。 該当する部分については、<u>全ページの上下をコピーしてください。</u></p> <p>① 銀行・支店・口座番号・名義</p> <p>② <u>最終残高の記載日</u>※から2ヶ月前までの取引状況 ※申請日から2ヶ月以内であること。 ただし、直近2ヶ月以内に出入金が無い場合は最新の取引日であること。</p> <p>③ 定期預金 ※同一通帳に定期預金がある場合、<u>該当する全ページの上下</u> ※証書や定期専用の別通帳がある場合は<u>該当する全ページの上下及び銀行・支店・口座番号・名義の分かる部分</u></p>
<p><b>□ 有価証券・投資信託</b> 株式・国債・地方債・社債など</p>	銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
<p><b>□ 金・銀（積立購入含む）</b> その他購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属</p>	購入先の銀行等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
<p><b>□ タンス預金（現金）</b></p>	自己申告
<p><b>□ 負債</b> 預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く</p>	借用証書（借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）
<p><b>【申告不要な資産】</b> 生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、 その他高価な価値のあるもので、ゴルフ場会員権など時価評価額の把握が困難であるもの</p>	

【注意事項】虚偽の申告により不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

## ■ 申請時に必要な本人確認書類

窓口申請の際は、本人確認を行いますので、次の書類をご持参ください。

1. 提出者（窓口申請者）の公的証明書  
※顔写真入りのもの1点（運転免許証など）、顔写真のないもの2点（健康保険証など）
2. 被保険者及び配偶者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
3. 被保険者以外の代理人が申請する場合は、代理権が確認できるもの  
(例)委任状、公的証明書の原本（被保険者の介護保険被保険者証など）、預貯金通帳の原本、負担限度額認定証の更新期間については同封の案内通知等

■□■【お問い合わせ】山口市 介護保険課（TEL 083-934-2795）■□■